

市長コラム

しんげの一言メッセージ

ワクチンの安定供給と順調な接種を願って

この紙面が皆さまのお目にとまる頃には、本市でも65歳以上の方々への新型コロナワクチンの集団接種が保健センターにおいて4月25日に開始され、26日からは本庄市児玉郡55の医療機関での個別接種の予約も始まっているはずですが、

本市における新型コロナワクチン接種事業は、医師会との連携のもと、保健センターでの集団接種と市内の医療機関での個別接種の2方式で進めて行くこととなります。4月中に国から県を通じて届く先行分ワクチンの量は約1500人×2回分。これらは保健センターで予約順に6月半ばまで接種が実施されます。本市においては、たとえ少量であっても今後の供給体制の安定を見込み、以降のスムーズな接種につなげるべく全高齢者向けにお知らせをして接種事業を開始しました。

一方、個別接種については5月10日から本庄市児玉郡55の医療機関で始まります。当初5月31日からと皆さまにお伝えしておりましたが、国からの供給の目途

が立ってきたため、前倒しして始めることになりました。お手元に送付した書類のなかにある「個別接種」の紙の裏面に記載の医療機関であれば、市内市外を問わず予約・接種ができます。最初は予約の申し込みが大変混み合いますが、皆さまには落ち着いて、余裕をもって予約されるよう、よろしく願いいたします。なお、供給状況の大幅な変動など不測の事態が発生した際はすみやかにお知らせしますので、市のホームページなどをご確認ください。

また、ワクチンの副反応については、① 1回目より2回目に症状が出やすい。② 高齢者より若い方のほうが症状が出やすい。③ まれに起こる重い副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。高齢者の皆さまそして持病やアレルギーをお持ちの方は、まずご自身の主治医、かかりつけ医の先生にご相談ください。そして行きつけの病院や診療所などで個別接種をお勧めします。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本庄市長 吉田信解

お知らせ

本庄市浄化槽設置補助金のご案内

市では、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合、一定の条件を満たすものに補助金を交付しています。

補助を受けるためには、工事着工前の申請が必要です。必ず事前にご相談ください。

なお、家屋の新築や建て替えに伴う浄化槽の設置については対象外ですのでご注意ください。

受付開始日 5月10日(月) (先着順)

※今年度は抽選受付を行います。

対象外となる区域
・公共下水道事業対象区域及び農業集落排水事業対象区域
・1基の浄化槽を用いて集合処理している区域

対象要件 専用住宅（住宅部分の面積が2分の1以上の併用住宅を含む）に設置さ

れる10人槽以下の合併処理浄化槽

※販売・賃貸目的のものは対象外です。

対象費用 浄化槽設置工事費用

※設置に伴う配管費、処分費も対象になります。

対象工事 令和3年度中に着工し、令和4年3月10日(木)までに実績報告書を提出できるもの

★環境推進課 ☎25・1173



本庄都市計画の変更

本庄都市計画について、次のとおり変更したのでお知らせします。

変更した都市計画
・本庄新都心土地区画整理事業区域の縮小
・東富田久下塚地区の都市計画の変更(用途地域の変更、地区計画の決定)

詳しくは、都市計画課(市役所2階)でご確認ください。
★都市計画課 ☎25・1136

敬老会のお知らせ

◆実施方法について

今年度の敬老会(市主催・自治会主催)は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、昨年度同様、敬老祝品の贈呈により実施することになりました。

◆敬老祝品の提案事業者募集

敬老の意趣をくんだ商品提案いただける市内の事業者を募集します。

商品要件

- ①商品単価 1000円(税込)
- ②品質及び数量の面で安定供給が見込めること
- ③敬老お祝い品の意趣をくんだもの(例・お弁当、お菓子、日用品、または体験等)

申請方法

申請書を郵送または直接地域福祉課(市役所1階)または支所市民福祉課(アスパピアこだま1階)へ提出

※申請書は地域福祉課、支所市民福祉課及び☎で配付。

郵送先 〒367・8501 本庄市本庄3・5・3

本庄市役所地域福祉課

申請期限 5月31日(月)(必着)

商品交換期間

9月15日(水)～12月19日(日)

商品交換方法

①対象者が引換券を持って店舗等に来店、または事業者が配達

②対象者から引換券を受け取り、商品を渡す

③引換券を添えて本庄市に商品代金を請求

※商品は敬老お祝い品リーフレットに掲載し、対象者に配布します。
※敬老事業の対象者は75歳以上の方で、約1万1000名です。

★地域福祉課 ☎25・1142

本庄市建築物耐震改修促進計画を改定

市では、昭和56年5月31日以前に工事に着手された、いわゆる旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりの実現を目指しており、地震による建築物の被害・損傷を最低限にとどめ、市民の生命と

財産を保護することを目的として「本庄市建築物耐震改修促進計画」を策定しています。

このたび、計画期間満了に伴って内容の更新を行いました。今後5年間を計画期間として、建築物の耐震化の促進に継続して取り組んでいきます。

計画の内容は、建築開発課(市役所2階)及び☎でご確認ください。



▲計画内容

なお、旧耐震基準木造住宅の居住者を対象とした、耐震診断・耐震改修に加え、建替え・除却工事の補助金制度があります。詳しくは左記までお問い合わせください。

★建築開発課 ☎25・1140

パブリックコメント集計結果

次の各計画(案)に対するパブリックコメントを実施したところ、それぞれ意見が寄せられました。

- ①本庄市市民協働のまちづくり指針(案) 5件
- ②本庄市国土強靱化地域計画

(案) 3件

③第2期本庄市健康づくり推進総合計画(案) 17件

寄せられた意見と市の考え方は☎のほか、計画ごとにそれぞれ閲覧することができます。

期間 5月10日(月)～6月10日(木)

時間 各閲覧場所の開庁・開館時間

場所

- 《①》③共通》 市民活動推進課(はにぼんプラザ1階)、図書館(本館・児玉分館)
- 《①》市民活動推進課(市役所3階)、支所総務課(アスパピアこだま2階)
- 《②》危機管理課(市役所3階)、支所総務課
- 《③》健康推進課(保健センター1内)、企画課(市役所3階)、支所市民福祉課(アスパピアこだま1階)

★①市民活動推進課 ☎25・1118、②危機管理課 ☎25・1184、③健康推進課 ☎24・2003

脇島正法律事務所

埼玉弁護士会所属 弁護士 脇島 正

収入のない方も安心してご相談ください
法テラス制度を利用することで負担なく弁護士に依頼できます

初回相談料無料

予約制 受付時間：平日9:30～18:00

TEL 0495-71-6520

〒367-0030 本庄市早稲田の杜4-1-8

http://wakishima-law.jp/ webからも予約できます

夜間・土日
応相談

生前整理・遺品整理・不用品回収

女性スタッフもいるから安心

見積無料 リユース・リサイクル品あればお値引き可!

建解体前の残置物処分 即日対応いたします

株式会社 羽賀商店 埼玉県本庄市栄3丁目1-25 0495-21-3477

一般廃棄物収集運搬業許可業者(美里町・伊勢崎市) 産業廃棄物収集運搬業許可業者(埼玉・群馬・東京)

新型コロナウイルス対策

新生活様式に対応した機器を実機でお試し!

サーマルカメラ 展示会 入場無料

本庄商工会議所 5/28(金) 第一会議室 10:00～16:30

ライブネット ライブネット株式会社
www.access-livenet.co.jp TEL:0495-27-2277